

飯島町農業振興総合対策事業－女性の就農環境改善対策事業 Q&A

	掲載日	質 問	回 答
1	R5.8.30	雇用する女性の就労時間の基準いかな	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間 30 日以上/1 人を基準としています。</li> <li>・1 日辺りの労働時間は問いません。</li> </ul>
2	R5.8.30	研修生のような方を受け入れて働いてもらう場合も「新たな雇用」にカウントして良いか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施主体で給与・賃金を払う方を対象としてください。</li> </ul>